

平成25年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(14日目)

平成25年6月17日(月)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第26号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第27号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第28号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備促進・吉野地区)の変更計画について
- 第 4 議案第29号 永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結について
- 第 5 議案第30号 消防ポンプ自動車の取得について
- 第 6 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 陳情第 2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について
- 第 8 陳情第 3号 食料・農業・農村の発展に向けた要請について
- 第 9 陳情第 4号 TPPから食とくらし・いのちを守る要請について
- 第10 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第26号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第27号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第28号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備促進・吉野地区)の変更計画について
- 第 4 議案第29号 永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結について
- 第 5 議案第30号 消防ポンプ自動車の取得について
- 第 6 諮問第 2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 陳情第 2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について
- 追加日程第 1 発議第 3号
年金2.5%の削減中止を求める意見書について
- 第 8 陳情第 3号 食料・農業・農村の発展に向けた要請について

追加日程第 2 発議第 4号

食料・農業・農村の発展に向けた意見書について

第 9 陳情第 4号 TPPから食とくらし・いのちを守る要請について

追加日程第 3 発議第 5号

TPPから食とくらし・いのちを守る意見書について

第 10 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（17名）

- 1番 小 畑 傳 君
- 2番 滝 波 登喜男 君
- 3番 金 元 直 栄 君
- 4番 齋 藤 則 男 君
- 5番 長 岡 千恵子 君
- 6番 原 田 武 紀 君
- 7番 川 治 孝 行 君
- 8番 川 崎 直 文 君
- 9番 多 田 憲 治 君
- 10番 上 坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松 川 正 樹 君
- 14番 渡 邊 善 春 君
- 15番 伊 藤 博 夫 君
- 16番 上 田 誠 君
- 17番 酒 井 要 君
- 18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- 町 長 松 本 文 雄 君
- 副 町 長 田 中 博 次 君
- 教 育 長 宮 崎 義 幸 君

消 防 長	竹 内 貞 美 君
企 画 財 政 課 長	小 林 良 一 君
会 計 課 長	伊 藤 悦 子 君
監 理 課 長	南 部 顕 浩 君
税 務 課 長	川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課 長	野 崎 俊 也 君
環 境 課 長	山 口 真 君
福 祉 保 健 課 長	長 谷 川 斉 男 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課 長	河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課 長	酒 井 圭 治 君
建 設 課 長	山 下 誠 君
上 水 道 課 長	山 本 清 美 君
下 水 道 課 長	太 喜 雅 美 君
健 康 福 祉 施 設 整 備 室 長	山 田 幸 稔 君
永 平 寺 支 所 長	酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所 長	加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課 長	山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課 長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館 長	堀 まさ美 君

6 会議のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	平 林 竜 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましては、ご参集をいただき、ここに14日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれておりますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

今定例会は、地球温暖化防止対策と全国的に電力使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組んでおりますクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第26号 平成25年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年6月4日、予算決算常任委員会に付託されました案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の報告をいたします。

去る6月4日付託されました平成25年度永平寺町一般会計補正予算については、去る6月13日木曜日、出席委員17名で審議をいたしました。

主な意見は、通称レンガ館であります。レンガ館は長く保存できるように、またその文化価値を広報すべきである。2、防災ガイドブックは長期の保存がで

き、かつ常日ごろ目にすることができるよう工夫してほしい。3、道の駅の中の地域振興施設について、地域経済への影響を考慮すること。地元の意見を反映されること。町のコンセプトを明確にすることなどの意見が出されました。

採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第1、議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第26号、平成25年度永平寺町一般会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第2 議案第27号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成25年6月4日、総務常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について審査結果を報告いたします。

現在、上志比地区で整備を進めております健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」につきましては、6月20日に竣工し、指定管理者による開業の準備を経て、7

月13日開業の運びとなったことから、永平寺町行政組織条例について所要の改正がされるものであります。

改正内容といたしましては、健康福祉施設の建設を担当してまいりました健康福祉施設整備室を廃止し、廃止後の健康福祉施設に係る業務を福祉保健課に移管するものでございます。

なお、詳細は全員協議会等で説明のあったとおりでありまして、省略をさせていただきます。

附則でございますが、工事費等の清算等の残務処理にある程度の時間を要するという事など、健康福祉施設の開業日をそのまま施行日とすることは困難なことから、改正条例の施行日については規則に委任する形をとりまして、開業後、残務処理のめどが立ち次第、新たな規則の中で改正条例の施行日を決定することとしております。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第2、議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第27号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第3 議案第28号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、議案第28号、農山漁村活性化プロジェク

ト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についての件を議題とします。

本件は去る平成25年6月4日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） それでは、報告をいたします。

当委員会は、6月17日午前9時より、全委員出席のもと開催をいたしまして、今議会に提案され付託されました議案第28号の案件について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画でございますが、事業概要は、農業生産基盤整備で9.4ヘクタール、総事業費1億8,584万円、事業期間におきましては、平成21年度から今年度、25年度までを永平寺町が事業主体となって行ったものでございます。

今回の事業変更の変更見直しにつきましては、土地改良法第96条の3の規定に基づき、事業計画の変更について議会の議決を必要としております。

変更の詳細につきましては、変更後の一定調書のとおり、5カ所の字で区域の変更が追加となっております。また、関西電力の鉄塔建設によりまして、区域内の2カ所において住宅等の用途区域の変更、また区域内の2カ所においては、地元要望によりまして、事業効果を上げるために新規追加したものであります。また、2カ所の農道の追加におきましても、事業の見直しによりまして変更をしたわけでございます。

これらを慎重に審議いたしました結果、採決の結果、28号議案は全員の賛成により議決いたしましたことを報告いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより、日程第3、議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 事業内容とかそういうことについての質問ではございません。

実は毎回言っているんですが、今回は議案書の51ページ、一定地域調書という中に、「市町村」、その後に「大字」「松岡吉野」ってあるんですね。字は「清水元」とか「岩田」とかあるんですが、これから言うと、この「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）」とあるんですが、いつも言っているんですが、「地区」を入れるとややこしくなるんですってね。それはどこかでやっぱり統一してほしいんですわ。例えば浄法寺地区といたら、僕は昔の浄法寺村のことを言うんやと思うんですけど、浄法寺区というと特定の集落のことを言うんやと思うんやね。宮重で言うと、宮重地区と言うとややこしいんです。吉野で言うと、吉野地区と言うと吉野塚から上吉野までを吉野地区って言うんですね。

ここを行政として、きちんとやっぱり統一してほしいと思っています。その辺は繰り返し繰り返し出てくるんで、どこかできちっとした方向性を示してほしいなと思います。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 行政のほうで詳細について回答をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問、以前から聞いているわけですが、この事業、申しわけないですけども、平成20年に採択を受けて実施されておるということで、地区というのは、県営であっても松岡吉野地区ということで、県営事業でもそういう事業名がついている。ただ、今回の団体のこの事業につきましては、既に経営事業が松岡吉野地区ということで始まっておりまして、今回、ちょっと紛らわしいということで県と相談しまして、吉野地区ということで開始させていただいたということで、今後、そういう地域と地区と集落ですかね、そういうちょっと紛らわしい場合にはもう一度、今度、採択の段階から注意していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 前は光明寺のほうでもありましたけど、それに地区をつけるとちょっとややこしくなるんで、やっぱり区は区、どこを区と言うか、地区というのはどこを言うかということをそれなりにきちっと方向性を示して、こういう案件の表題についてもぜひ考えていっていただきたいと思います。

委員長さんについていろいろ質問したわけではございません。

これで終わります。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第28号、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進・吉野地区）の変更計画についての件を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第4 議案第29号 永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、議案第29号、永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ただいま上程いただきました議案第29号、永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結につきまして提案理由をご説明させていただきます。

永平寺町本庁舎耐震補強工事の業者が決まり、請負契約締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万以上の工事の請負につきまして議会の議決に付することになっておりますので、今回ご提案をさせていただくものでございます。

1番、工事名、永平寺町本庁舎耐震補強工事。2番、契約方法、指名競争入札。3番、契約金額、1億5,067万5,000円。うち消費税相当額717万5,000円でございます。4番、契約相手方、福井市西開発3丁目301番1、石黒建設株式会社、取締役社長、齊藤孝夫でございます。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 今回、耐震補強の工事が発注されたわけですが、何年か前にこの本庁舎、改装もしました。ただ、消防庁舎の移転が日程にも上ってきている状況の中で、いわゆるどう利用していくかというのはその後考えるんだろうと思うんですが、大規模な改修、改装を、さらにこの耐震補強と別にやるのかどうか。その辺をもしやるとしたら、どの辺からやっぱり考えていくのかというのをちょっと示していただきたいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） ただいまのご質問でございますが、消防庁舎の改修という考え方でよろしいのでしょうか。

○3番（金元直栄君） 本庁舎の改装はこれで終わり？

○監理課長（南部顕浩君） わかりました。

本庁舎の改修につきましては、今回で終わりといいますか、不都合が出れば別ですが、今のところ考えてございません。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 本庁舎の改装はそれでいいんですけど、その改装はしない。ただ、消防庁舎の移転がもう日程に上っている。そうすると、一体的にどう利用するかということの改装がまだないのか。例えば、今ある壁をどのように行き来ができるようにするのかとか、今の階段のままするのかとか、もっと機能的なことがあっていいのではないかというのが議会でも前話題になったことがあったと思うんですね。それらはもっと後になって考えるのか、今考えるのかという意味ではどう考えているのか。

○議長（伊藤博夫君） 監理課長。

○監理課長（南部顕浩君） 消防庁舎の改修といいますか、消防庁舎につきましては、今のところ改修等、今の現在のままというふうな考え方で、今は考えておりません。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、この旧庁舎と消防署、あれは58年、59年に建設、完成ですかね、だと思うんで、それは耐震のことは問題ないんですが。私が言い

たいのは、一体的にこの旧庁舎と消防庁舎を使っていく、そういうことをしたときにどうしても、旧庁舎について言うと、東側の壁がいろいろ問題になるんでないかというのは以前も論議しました。だからそれらを考えての耐震なんだろうなとは思っているんですけども、具体的にどうするかというところまではまだ聞いてないんですね。だから手戻りとかそういうのも、ちょっとそれはさておいて、とにかく今は耐震が第一ということで、耐震にあわせて空調なんかも一緒に改装するんだろうと思うんですが、その辺をどう考えているのか。いわゆる一体化して利用していくにはというのをいつごろから考えるのか。そこはちょっと、やっぱりこういう大きい改装のときには示しておいたほうがいいのではないかと私は思うんですが。

○議長（伊藤博夫君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 消防庁舎は、28年の4月に開発センターのところへ持っていこうということになっています。それまでは庁舎が要りますので、その中で今後そういう、言いましたように、この本庁舎の建物と消防署の建物は建設年度が違いますのでいろいろなことがあると思うんですけども、そういう中でどういう形でこれからあそこを活用していくかということを決めていかなあかんと思えますけれども、早くそういう時期を。いろいろ考えはあるわけでありますけれども、今の形だけで、今言うように東側のところを行き来できるようにするとかということもありますし、今の建物をそのままそっくり違う新しいものに活用するかどうかというのも十分検討していかなければならないと思っておりますので、そういう意味で十分検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第29号、永平寺町本庁舎耐震補強工事の請負契約締結についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第30号 消防ポンプ自動車の取得について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第5、議案第30号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（竹内貞美君） ただいま上程いただきました議案第30号、消防ポンプ自動車の取得につきまして提案理由の説明を申し上げます。

消防ポンプ自動車の取得の当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、名称、数量、消防ポンプ自動車（消防団車両CD—1型）1台。2番、契約方法、指名競争入札。3、契約金額、1,662万4,650円、うち消費税相当額79万1,650円。4、契約相手方、住所、福井市春山1丁目7番19号、氏名、栄冠商事株式会社、代表取締役、長谷川高士。

以上、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

議案第30号、消防ポンプ自動車の取得についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第6 諮問第2号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第6、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者

の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程いただきました諮問第2号についてご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、4ページでございます。

永平寺町人権擁護委員8名のうちのお一人でございます永平寺町山王、朝日哲郎氏が本年9月30日をもって任期満了となりますため、後任候補者として新たに、同町吉峰第20号10番地1、多田博幸氏を福井地方方法務局宛て推薦いたしたく、法律の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、4ページに記載のとおりでございます。

人格、識見ともにすぐれた方で、高齢者や障がいのある方、さらには女性の人権につきまして関心、理解をお持ちの方ということでございます。よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は多田博幸君を適任とすることです。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は多田博幸君を適任とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時 分 休憩）

（午後 2時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

～日程第7 陳情第2号 年金2.5%の削減中止を求める陳情について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第7、陳情第2号、年金2.5%の削減中止を求める陳情についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年6月4日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千恵子君) 去る6月4日に、陳情第2号、年金2.5%の削減中止を求める陳情についてを当委員会に付託されました。

当委員会といたしましては、6月13日、委員会を開催いたしまして慎重に審議させていただいた結果、物価の高騰及び消費税が増税されることが予測されるので、年金が削減されることによって生活困窮者の増加が懸念されるということで、全員一致で採択することに決しました。

以上です。

○議長(伊藤博夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原田君。

○6番(原田武紀君) 委員長にお尋ねします。

これも年金削減というのは、確かにその受給者にとってはつらいですけれども、現在国が1,000兆近い借金を抱えている中で、国際社会に対して、ある種、財政の改革を訴えていかなければならないという中で、消費税増税とか年金削減とか、多少痛みを伴いながらそういうことを国際社会にアピールしていかないと、ギリシャじゃないですけども、そういう国債の暴落というようなことにもつながりかねないというようなことで、多少苦しいですけども、そういうことを続けていかなければならない。そのような議論はなかったでしょうか。

○議長(伊藤博夫君) 長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千恵子君) 今原田議員からご質問のような質問

はございませんでしたが、年金受給者と一言に言いましても、受給されている年金額には相当の開きがあると考えております。やはり少額の年金受給をされている方の生活を守るためには今回のこの意見書は必要かと考えまして採択したわけでございます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

河合君。

○15番（河合永充君） 委員長にお尋ねします。

この審議の中で、これは受給者側に立って、本当に大変なものよく理解できるんですが、負担者側、生産年齢、これを今負担している世代に対しての負担についても審議されたのか。その点、お尋ねします。

○議長（伊藤博夫君） 長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 今の河合議員からのご質問でございますけれども、負担者側についての質問はございませんでした。

以上です。

○10番（上坂久則君） 委員長に。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 10番、上坂です。

委員長にお尋ねしますけれども、受給と供給のバランスということはあらゆる仕組みにはあるんですけれども、私も下げることがよしとはしませんけれども、その下げを否定するということは、年金のほうの将来に対する安心感あるいは維持できると、そういうふうな前提でないと、単に下げたらいかんと言うたって、じゃ、年金の制度をどうするんですかという、非常に判断に難しい部分があるんですね。その辺の、何でもかんでも反対、何でもかんでもというのは、言うのは簡単ですけれども、国全体の制度として将来にちゃんと結びつく、いわゆる若い人も多少負担がふえて不満があってもその辺も十分理解がしてもらえると、あるいはできると、そういう考えのもとに基づいてこういうふうな採決というか、委員会の中での、得たんですか。その辺はどうなんですか、見解は。

○議長（伊藤博夫君） 5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 今のご質問ですけれども、今回委員会でお話ししました内容としましては、下げること、受給者側の立場に立った話し合いを中心として行いましたので、この先の年金のあり方とかということにつきましては触れておりません。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 触れているとか触れてないんじゃないくて、当然議会の意思として、みずからが選挙で選ばれた議員として、反対だけじゃなくて、その辺の見通しという部分を町民代表としての意見という形で出てくる、最終的にはそうなるわけですから、ですからそういうしっかりした考え方を持った上で賛成、反対と言うのはいいんですけども、一番大事な部分をですね。

委員長の報告聞いてると、そういう議論は何か遠くあっちのほうへ置いておいて、単に困る人が多いから反対だけしましよやとしか聞こえないんですね。あえてこれ以上は言いませんけれども。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

○6番（原田武紀君） 私、先ほども申し上げましたけれども、国が1,000兆近い財政赤字を抱えながら、今、財政再建の、近い将来に道筋を立てないと、国債の暴落も含めて非常なピンチになりかねないと。そういう社会情勢の中で消費税増税もそうなんですけれども、そういうこととか年金のある程度の削減、これらも一つの財政の改革として国際社会に示していかないと、こういう財政再建の問題は国債の信用、国際的な日本の財政の信用問題によって突然としてその財政が破綻するという危険も膨らんでいるわけです。

そういった中では、ある程度こういう痛みを伴う改革というのは多少私は必要じゃないかなと考えて、この意見書には反対したいと思います。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、年金2.5%の削減中止を求める陳情書については賛成です。

これは皆さんご存じのように、日本の年金、特に国民年金なんかの財源として、普通の年金はいわゆる企業負担が2分の1あります。ところが、国民年金などは国の負担を2分の1にするという決議が今から十数年前にされて、20年近く前にされているにもかかわらず、政府がしていずに3分の1の財政負担ということ

で低く抑えられてきました。国民年金等のその年金の額では生活はできないということもよく言われていて、これはその年金としてきちっとそれなりの額にふやしていくべきだということも言われていました。

ここに来て今、物価の上昇が急です。最近の政府・与党の話では、いろんなところで説明聞いていると、しばらくの間に物価は15%、20%上がるんだと、その分所得に上乘せされるんだというふうなことも言われています。とても収入に上乘せされる当てはないわけですがけれども、特に年金受給者の場合、幾ら物価が上がってもそこまで増額されるかという、そういう見通しは示されていません。

さらに消費税の導入、これは昔、「この顔がうそをつく顔ですか」ということで導入されました。福祉の財源としてそれは論議されて導入された経過がありますが、現実的には福祉の財源には使われなかったわけですね。これはご存じやと思うんです。結果的には、法人税の減額に相当する分、消費税の導入の中で集められてきたお金、そういうことが続いている状況があります。

やはり、ここで今2.5%年金が削減されると、これは必ず国内消費に影響すると私は思っています。国内消費が冷え込めば、その分はやはり国内の中小企業なども含めた経営の状況が大変になるわけですから、当然国の税収もその分減ってくる可能性があるわけです。それは決して国の赤字削減といいますか、財源確保でいわゆる借金を減らしていくことにつながるかという、決してそうはならない。やはり国内消費をどう伸ばしていくかということが、ここで本当に国の財政を再建していく大きな力になるのではないかと思います。

そういう意味で年金の2.5%削減というのは私は問題だと思っています。ですからこの陳情には賛成です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論ありませんか。

河合君。

○15番（河合永充君） 先ほどの委員長の答弁の中で、その説明の中で受給者が今消費税とかそういった中で大変というのわかりますが、やはり答弁の中で受給者側に立った審議しかしていない。逆に考えますと、負担者側も消費税も上がりますし物価が上がる。また、少子・高齢化の中で今若者たち、非常に安い給料で働いている人もいる中で、そちらのほうの負担側の審議もしてほしかった。

その審議がされていないということで、私は今回反対の立場をとらせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

17番、酒井君。

○17番（酒井 要君） 私も同意できない側に立つわけですけども。

私記憶にありますことは、二十五、六年前、もう30年ですかね、7人の保険料負担者が1人の老人の年金を負担しているという時代がございました。しかし、さきに河合議員がおっしゃったように、現在は少子・高齢化、1人の高齢者、今年年金もらっている方に2人の人が必要で、もう足りなくなっているということを考えますと、私はこの問題はやっぱり同意しかねないという、そういう考えでおります。

○議長（伊藤博夫君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 教育民生常任委員会の上田です。

今回、年金2.5%の削減中止を求める陳情ですが、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

この2.5%削減中止を求める陳情ですが、これはやはり年金受給者、先ほど説明にもありましたが、受給者については国民年金から厚生年金、いろんな方々、少額から高額の年金受給者がおるように思っております。その中で一律2.5%削減ということにより、生活困窮者に必ずつながるというのは過言ではないというふうに思っております。また、消費税の高騰、増額、それから物価が今後アベノミクスにより上がるというふうにも言われております。その中から、今の生活困窮者もおるために、ある面では必要かというふうに思っております。

それから、論議の中に、受給者じゃなくて払う側はどうかということがありましたが、やはり払う側、受給者もありますが、その受給者を救わない限り経済は再生しないと思いますので、私はその立場からこの陳情に対して賛成の立場をとるものであります。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これにて討論を終わります。

日程第7、陳情第2号、年金2.5%の削減中止を求める陳情についての件を採決いたします。

この採決は起立にて行います。

本陳情書を委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本陳情書は原案のとおり採択することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(午後 時 分 休憩)

(午後 時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、長岡君外4名から発議第3号、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第1 発議第3号 年金2.5%の削減中止を求める意見書について
～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第1、発議第3号、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君）

発議第3号

年金2.5%の削減中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年6月17日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫君 様

提出者 永平寺町議会議員 長岡千恵子

賛成者 永平寺町議会議員 上田 誠

〃 〃 滝波 登喜男

〃 〃 金元直栄
〃 〃 松川正樹

年金 2. 5%削減中止を求める意見書（案）

貴職におかれましては住民の福祉の増進に日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年、2.5%年金削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。

その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に地方では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

要請事項

「年金2.5%削減」を中止すること。

平成25年 月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 年金の2.5%削減の中止を求める意見書について。

物価の高騰や消費税の増税が見込まれる中で年金が削減されますと生活困窮者

の増加が懸念されるため、この意見書を提出したいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第3号、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。

～日程第8 陳情第3号 食料・農業・農村の発展に向けた要請について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第8、陳情第3号、食料・農業・農村の発展に向けた要請についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年6月4日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、6月17日午前9時より、全委員出席のもと開催をいたしまして、今議会に提案され付託されました陳情第3号の案件について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

この陳情第3号、食料・農業・農村の発展に向けた要請書につきましては、急速な円安から農業生産資材等のコスト増、また消費税率の引き上げが予定されていることから農業経営は厳しい状況が想定されます。7月からTPP交渉参加に入りますが、本県の農業、農村、地域社会に大きな影響を及ぼすことから大きな

課題でもあり、農業所得増大と農業経営の安定を目指し、将来に希望の持てる地域農業と農村の発展を求める要望書であります。

要請書の内容につきましては、農業政策、また地域の基礎づくり、そして地産地消による県産農産物の生産強化と消費拡大対策、そして鳥獣、病害虫による被害対策であります。

慎重に審議いたしまして、採決の結果、要請書は全員の賛成によりまして議決をいたしましたことを報告いたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、これに反対するというものではありません。

ただ、一つだけお聞きしたいのは、この内容、先ほどもちょっと全員協議会で言わせていただきましたが、後に採択する陳情書やなど思っているというのをちょっと言っておいて。TPPに参加するということを前提にいろいろ展開されていると思うんですね。でもこれまで農政連は、TPPの問題も含めて農業の分野だけの発信が多かったように思うんですね。この3月の議会に出たTPP参加断固阻止というやつではほかの分野での影響もあるということが書いてあって、私は、おっ、少し違ってきたのかなと思いました。

また、TPP参加交渉を前提とした、自分たち農業の分野だけの要求というんでは運動が小さくならんかなと心配はするんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 今言われるとおり、まことにもってのそのとおりだと思いますけれども、さきのTPP断固反対につきましては全品目についてのことが書かれていませんでした。そういうことから、今回はちょっと趣向を変えまして、各分野における農業政策とか地域の基礎づくりとか、また地産地消とか詳細にわたっての要請書でありますので、これについては賛成をするということです。先ほどの前回の断固反対とはちょっと趣が違いまして、今回は全品目についての要請でありますので、賛成といたしました。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 全員協議会において、委員長からの報告も含めてご質問させていただきますが、この陳情3号の食料・農村の発展に向けた要請書について

の委員会でのご意見がいろいろありました。これは提出者、JAのほうに、ある意味ではいろいろな要請ということで、営農指導員を行政に求めるのはとか、あるいは将来に向けた施策を計画し具体的なアクションをとかというような意見が出されたと思いますが、このことについて委員長はどう感じ、今後どのようにこの課題について取り組むのでしょうか。

お願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 全協の中でも説明をさせていただきましたけれども、今後、いろいろなご意見をいただいた中でJA吉田郡、農協との懇談会を開きまして、これらの議題について審議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号、食料・農業・農村の発展に向けた要請についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、川治君外5名から発議第4号、食料・農業・農村の発展に向けた意

見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたします。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第2 発議第4号 食料・農業・農村の発展に向けた意見書について
～

○議長(伊藤博夫君) 追加日程第2、発議第4号、食料・農業・農村の発展に向けた意見書についての件を議題といたします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(清水 満君)

発議第4号

食料・農業・農村の発展に向けた意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年6月17日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫君 様

提出者	永平寺町議会議員	川治孝行
賛成者	永平寺町議会議員	河合永充
〃	〃	小畑 傳
〃	〃	齋藤 則男
〃	〃	上坂 久則
〃	〃	渡邊 善春

食料・農業・農村の発展に向けた要請(案)

政府は、デフレ脱却による「経済の再生」を掲げ、高い支持率を背景に産業競争力会議等による新自由主義的経済政策を推し進めようとしています。しかし、

農産物価格が低迷する中で、急速な円安に伴い農業生産資材等のコスト増にもなり、さらに消費税率の引き上げが予定されており、農業経営には厳しい状況が想定されます。

また、TPPでは参加11カ国との事前協議で参加の承諾を得て、7月からの交渉協議に入るとしています。しかしながらTPPの原則は関税をすべて撤廃することであり、本件の農業・農村・地域社会にとって多大な影響を及ぼしかねず、最大の課題となっています。

農業政策では、戸別所得補償制度を「経営所得安定対策」に名称を変更したが、基本的には前制度が維持されることになりました。今後、「日本型直接支払制度」の具体化に向けた検討が進められようとしています。

そうした中で、農業者をはじめ行政と共に昨年より人・農地プランが進められています。本県でも約270余りのプランが策定されており、この人・農地プランにJAの販売戦略等を含めた「地域営農ビジョン」を策定することが重要になっています。

よって、農業所得増大と農業経営の安定により、将来に希望が持てるよう地域農業と農村の発展に向けて、国および関係機関への働きかけを求めます。

記

1. 農業政策について

(1) 新たな日本型直接支払制度について

戸別所得補償制度の本格実施から2年が経過し、ようやく農家においても制度が定着してきたところであり、過剰米の作付抑制効果も認められる。この間、基礎部分（15,000円/10a）をベースとして、米価下落の補てん制度は農家の経営安定に大きく寄与してきた。

現在、日本型直接支払制度の構築が検討されているようであるが、今後とも、農家経営の安定に資するための基礎部分を維持した上で付加部分として、新たな制度設計をするとともに一時的な制度とならないよう法制化をお願いしたい。

(2) 人・農地プランについて

国は「人・農地プラン」の作成を平成24年度からスタートした。本県では、集落の約690余りをカバーするプランの策定がなされた。

しかし、県下集落全体の3割程度にとどまっており、25年度中の策定に向け関係団体が連携した一層の取り組み強化をお願いするとともに、万

が一、期限までに策定に至らない集落においては、今後の農業政策において不利益とならないよう対応いただきたい。

2. 地域の基盤づくりについて

(1) 集落営農組織や法人組織の育成について

集落営農組織及び法人組織の設立が進む中で、経営管理をはじめ税制にかかる能力の向上が求められている。これらに対し組織運営も含めた経営指導にかかる連携をお願いしたい。

(2) 中山間地域への環境整備について

本県の面積の約7割が中山間地であり、総人口の3割、農業者の約5割を占めており、中山間農地の維持は集落の存在をも左右させる課題である。農地を農地として維持でき、集落の人々や多様な担い手が農業生産活動に勤しめるよう農業・農村環境など集落活動が維持できるよう支援をいただきたい。

3. 地産地消による県産農産物の生産強化と消費拡大対策について

(1) 県内産農産物の地産地消や多様な担い手の育成、農産物の販売先としてファーマーズマーケットを設立する中で、農産物に対する安全・安心対策として生産工程管理（GAP）など生産者に対する指導をいただきたい。

(2) 地域における生産基盤の拡大を通じた食料自給力の強化にむけ、農産物直売所を核に取り組んでいるが、地域振興対策として出荷農家に対する通年型作付けや生産技術等の指導支援をいただきたい。

(3) 福井県産農産物のブランド力強化の一貫として、県下全域でエコファーマーを推進しており、平成25年産米から全JA出荷者がエコファーマーに取り組むものである。そうした中で、一般消費者へのエコ農業に対する理解をすすめるとともに、エコ農産物に対する消費拡大対策への支援をお願いしたい。

4. 鳥獣・病害虫による被害対策

(1) 県内の野生鳥獣による農産物の被害は、イノシシは減少に転じたものの、シカでは増加傾向が続いており、嶺南地域全域から嶺北地域への被害拡大が懸念される。地域で暮らす人々の生活の安全を確保するとともに農業生産への被害を抑えるよう関係団体が連携し継続した取り組みをお願いしたい。

特に、シカの個体数削減にむけ、実効性のある取り組みを願いたい。

(2) 良質米の生産に対応して、水田に隣接する公共用地等のカメムシの防除を継続してお願いしたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、本県国会議員、政党関係

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ただいまの意見書の内容でございますが、意見書にも書かれておりますとおり、農業政策または地域の基礎づくり、そして地産地消による県産農産物の生産強化と消費拡大対策や鳥獣、病害虫による被害対策、これらの4項目につきましては、農業生産向上と生産物の安全、安心と生産者への技術向上の指導を求める意見書でございます。

この意見書の中では、農業所得増大と農業経営の安定もあわせて意見書として載せてありますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 基本的に反対はしなつもりなんですけど、実は率直に委員長さんにお聞きしたいんですけど、これ、県議会に出す内容と違うんですかっていう内容になっているように私は思うんですね。そして町の行政なんかにも出したほうがいいんでないかな。ただ、こういう内容については、本当は農政局なんかには農協みずからが具体的な意見陳述として示す内容としてはいいなって思うんですね。

そういう意味では、ちょっともう少し農協さん、内容については勉強してもらったほうがいいかな。それを議会の意見書として出すのは、反対はしませんけ

れども、消極的な感じはします。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） この意見書の提出先でございますが、ただいま言われましたとおり、内閣総理大臣と国会議員、農林水産大臣宛てになっています。言われるとおり、県のほうにも、やはり出すのが妥当でないかというふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第4号、食料・農業・農村の発展に向けた意見書についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。

ここで3時20分まで暫時休憩いたします。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第9 陳情第4号 TPPから食とくらし・いのちを守る要請について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、陳情第4号、TPPから食とくらし・いのちを守る要請についての件を議題といたします。

本件は、去る平成25年6月12日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 当委員会は、6月17日午前9時より全員出席のもと開催し、今議会に提案され付託されました陳情第4号の案件について慎重に審議をいたしましたので、採決の結果を報告いたします。

陳情第4号、TPPから食とくらし・いのちを守る要請書についてであります。政府は、TPP参加11カ国との事前協議で参加承諾を得て7月より交渉、協議に入りますが、TPPの原則は全品目の関税撤廃であることから、本県の農業、農村、地域社会に多大な影響を及ぼすことが予想されます。また、TPPは農業だけでなく、食の安全、安心基準や外国企業が国を訴える投資家・国家訴訟の導入など、国のあり方にもかかわる大きな問題に係る要請書であります。

要請書の内容につきましては、政府統一試算で生産額が約3兆円減少し、食料自給率が27%の試算となりました。食料自給率目標の50%を下回ることから、自給率向上の道筋を示していただきたいということです。また、TPP交渉参加11カ国事前協議での協議内容及び情報を示し、国民的に議論を行うことも必要かと思えます。

また、TPPに関する6項目を貫徹することと、食の安全、安心から、残留農薬、食品添加物の基準、遺伝子の組み換えなど食品の表示義務、BSEに係る牛肉の輸入措置を講ずることや、豊かな国土と農業、農村、地域社会を守ることなどがこの要請書の内容であります。

以上、慎重に審議をいたしました結果、要請書は全委員の賛成によりまして議決をいたしました。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） まずちょっとだけ、基本的なことだけちょっと委員長に聞きたいんですが、3月の議会にTPP交渉参加の断固阻止に関する要請というのが出ました。それは今度引っ込めたんですが、今回はTPPから食とくらし・いのちを守る要請書というのが出てきました。

3月に出てきたいわゆる断固阻止に関する要請、これ県下での採択状況と、今出ているTPPから食とくらし・いのちを守る要請書の県下での採択状況はどうなんでしょうか。ちょっとそこだけお聞きしたいですね。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） 事務局より説明をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問ですけれども、ちょっと手元に、調べてございませんので、また後日調査しまして報告させていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 3月に出たTPP交渉参加への断固阻止に関する要請、県下の自治体での採択状況は、県議会も含めてですが、永平寺町以外は全部採択したという話を聞いています。

今度、それからTPP交渉への参加を前提とした要請書が出てきているんですが、私はやっぱり安心、安全な食料は日本の大地からということ常々思っている立場ですが。ただ、TPP交渉参加を前提としていろんなことを言うところ、というところで心配なところもあります。これは農政連から出ているんですが、農政連はいわゆる政治家に対しては公約を守ってほしい、この監視をしていこうということを行っているんですね。

委員長もご存じやと思うんですが、実は「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」という3行を書いた大きいポスターが出ていたんですけど、どこの政党が出したポスターかご存じですか。

○議長（伊藤博夫君） 川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） まことに申しわけありませんが、ちょっと私見ておりませんので。失礼します。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 自民党は政策ファイルで「聖域なき」というTPPの問題を言っていますが、ポスターでは「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」という大きな文字だけのポスターをつくった、そういうのがあるんですね。それから見ると、いわゆる参加をするということを決めた後の農政連から出てくる対応では、きちっとそういう問題も指摘してあるのかなということでしたが、ちょっとそこが弱いのかなと思っています。

ただ、これからTPPの問題、私たちはTPPというのは完全な聖域なき関税撤廃が前提だということを知っていますし、国民もそう聞いていると思うんです。ただ、それを阻止の理由にしているということで、本当にそのことは守られるのでしょうか。そのことだけちょっとお聞きしたいです。

○議長（伊藤博夫君） 7番、川治君。

○産業建設常任委員会委員長（川治孝行君） その件に関しましては、守られるという確信のもとで今回も しています。よろしくお願いします。

○議長（伊藤博夫君） もう3回しましたで。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号、TPPから食とくらし・いのちを守る要請についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、川治君外5名から発議第5号、TPPから食とくらし・いのちを守る意見書の件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第3 発議第5号 TPPから食とくらし・いのちを守る意見書について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第3、発議第5号、TPPから食とくらし・いのちを守る意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君）

発議第5号

TPPから食とくらし・いのちを守る意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成25年6月17日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫様

提出者	永平寺町議会議員	川治孝行
賛成者	永平寺町議会議員	河合永充
〃	〃	小畑 傳
〃	〃	齋藤 則男
〃	〃	上坂 久則
〃	〃	渡邊 善春

TPPから食とくらし・いのちを守る意見書（案）

政府は、TPP参加11カ国との事前協議において、参加承諾を得て7月からの交渉協議に入るとしています。しかしながら、TPPの原則は関税をすべて撤廃することであり、本県の農業・農村・地域社会にとって多大な影響を及ぼすことが予想されます。

農産物の関税撤廃は、政府のめざす食料自給率向上とは相反するもので、食料安全保障を脅かすものです。さらに、TPPは農業だけでなく、食の安全・安心基準や外国企業が国を訴える投資家・国家訴訟（ISD）条項の導入など、国のあり方にも関わる大きな問題でもあります。

政府は「聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加しない」ことを堅持することが肝要です。

特に、関係国との事前協議等に関する情報を十分に開示せず国民的議論のない

ままT P P交渉参加することは、国民の理解を得られず、断じて認めることはできません。

したがって、政府・与党に対しT P P交渉に関する下記の事項について強い働きかけをお願いいたします。

記

- (1) 政府の統一試算では、農林水産物の生産額が約3兆円減少し、食料自給率が27%になるとした。これは、食料・農業・農村基本計画に掲げた食料自給率目標50%を大きく下回り、国家戦略としての整合性がとられておらず国民のいのちを守るためにも自給率向上の道筋を示すこと。
- (2) 政府がT P P交渉参加11カ国との事前協議で参加の承諾にいたった協議等の内容を含め、交渉により収集した詳細な情報を迅速かつ正確に開示し、広範な国民的議論を行うこと。
- (3) 政府・与党が選挙公約として掲げた「聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加しない」ことをはじめ、食の安全・安心基準や投資家・国家訴訟(I S D)条項を認めないことなど、T P Pに関する6項目を貫徹すること。
- (4) 食の安全・安心において残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え(G M)食品の表示義務、G M種子の規制、輸入原材料の原産地表示、B S Eに係る牛肉の輸入措置を講ずること。
- (5) T P P参加で関税が撤廃されれば、地域経済は疲弊し、地域を支える国土保全をはじめとする農業の多面的機能も失われる可能性があり、こうした事態にならないよう政府は豊かな国土と農業・農村地域社会をしっかりと守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、本県選出国會議員、政党関係

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第5号、TPPから食とくらし・いのちを守る意見書についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。

～日程第10 閉会中の継続調査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、閉会中の継続調査の申し出の件を議題といたします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

(午後 3時 分 休憩)

(午後 3時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る6月4日開会以来14日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願いしたいと思います。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点につきまして十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成25年度補正予算を初めとする重要案件につきまして、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

さて、国においては、去る14日、4年ぶりに経済財政運営と改革の基本方針を閣議決定をいたしました。この方針では、停滞の20年を乗り越え、再生の10年を実現していく道筋が示されております。今後とも、国民一人一人が経済

再生の変化を一層実感できるよう、政府を挙げて政策の迅速な強力な実行に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、14日に国土交通省は、中部縦貫自動車道の永平寺東インターチェンジから上志比インターチェンジ間5.3キロメートルの供用開始年度を平成28年度とすることを公表いたしました。このことは、完成に向けた円滑な事業実施のための環境が整ったことによるもので、県とともに国土交通省や県選出国會議員の要望活動の実施や関係地権者に対し誠意を持って交渉を続けてきた成果であり、関係地権者の方々と地域の皆様に心から感謝申し上げます。

今後は、開通年度が明示されたことにより計画的な予算配分が行われ、永平寺大野道路26.4キロメートルの全線開通に向けて大きな弾みになり、6月29日に開通する機能補償道路とともに町内の道路網の充実が図られるもので、今後、観光、防災、地域の活性化につながるものと大きな期待を寄せているところであります。

上志比地区で整備を進めてまいりました健康福祉施設「永平寺温泉 禅の里」については、6月20日に完成し、7月3日に落成式を行い、7月13日に開業の運びとなっております。今後は、健康増進、介護予防、余暇の活用を目的に、町民の皆様に親しまれる施設になるよう、きめ細かな運用に努めてまいります。

今後、町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら町民生活の向上を図り、農業、商工業、観光など地域産業に新しい活力を生み出し、町の活性化と全ての町民の幸せを築くため、行財政改革を積極的に進めながら、町民が誇りと将来への希望を持てる永平寺町の新しい時代に向けて発展させてまいります。

ふるさと創造プロジェクト事業を初め、永平寺門前周辺、まちなか魅力アップ事業、道の駅整備など、重要な事業につきましては、ご意見をいただきながら完成に向けて着実に整備を進めてまいります。

これから大変暑い季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

(午後 3時 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員